

生駒市条例第34号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「4級以上であるもの」を「3級以上であるもの(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」に改める。

別表第2の2級の項から5級の項までを次のように改める。

2級	主事及び技師の職務
3級	主任の職務
4級	係長及び主査の職務
5級	主幹の職務

別表第2の7級の項中「及び主幹」を削る。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

20 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に退職した者に対

する退職手当の基本額は、第3条第1項中「給料の月額と」とあるのは、「給料の月額（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月生駒市条例第34号）附則第4項の規定による給料の額を含む。）と」と読み替えて適用する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 平成30年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下この項において「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。  
この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 切替日の前日において生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、市長が定める。
- 4 切替日の前日から引き続き前項に規定する給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成35年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第15条第5項（給与条例第16条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、給与条例第15条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月

額と生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月生駒市条例第34号）附則第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例（第1条の規定に限る。）の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第2項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
4級	3級
	4級
5級	4級
	5級